

事業については、わかり次第知らせてもらえないか。

⑧ 県の事業であつても、八日市場土木など管轄外の機関が行うものについては、関係町村への通知は全くない。木戸橋についても、屋形の基盤整備に伴い、橋の改良があるだろうとは予想していたが、着工時期等の報告は受けていない。

漁港区域内の海岸整備については、7月時点では工事着工が決定していなかった。内需拡大策により予算措置が図られ10月6日入札、古谷建設が落札し、3年継続の事業として着工した。

### 都市計画

駅周辺の土地利用構想図は出来上がったか。今後どのような作業日程を辿っていくのか。

都市計画に関連して、農振法に基づく農地の除外区域の見直しがされているが、現行計画と比較し、どのくらい手直しされるのか。また、見直し後、除外申請のあったものについてはどのように対処す

るのか。

都市計画は、現在まで県との協議、町内部協議を繰り返し、用途地域の設定案がまとまった。過日、都市計画策定協議会に諮り、答申を得たので、今後更に調整を行った後、逐次関係者に説明する予定である。

新たに農振区域から除外した土地は三一〇〇筆、一四〇haである。工業団地、坂田池周辺公園用地、都市計画用途区域、復元不可能農地等が主なものである。

農振見直しの整備計画は、概ね10年を見通して策定、今後5年間は原則として除外しない方針だ。見直し後の1筆除外の取扱については、農政審議会の意見を聞いて決定するが、特別な事情が生じた場合は1筆除外もやむを得ないと思う。

### 交通安全対策

横芝小学校より鳥喰新田地先までは、道路改良により通学児童の交通事故防止に効果をj得ている。しかし、それから先が中断されたままだが

その後の計画を伺いたい。

鳥喰新田地先と栗山新田方面の道路が交差する場所は、拡幅により車両通行上大変便利になった。その反面、一角の見通しが悪く非常に危険だ。この場所への信号機設置条件は十分備えていると思うが、町の考えは。

鳥喰新田の交差点から北清水西の地先までの一七〇〇mは、交通安全整備事業(歩道幅員2m)の認定を申請中で採択されると思う。

開発道路が供用されると鳥喰新田の交差点を含め、最低3か所の信号機が必要となる。成東署管内で設置する信号機は年1か所程度で、しかも公安委員会の許可が必要である。早急に陳情書を作成し、運動したい。

### 公共用地

町が農地を公共用地にするため買収した際、所有権移転に伴って土地改良区への名義変更届が生じてくるが、付帯するものも含めて事務処理を代行してもらえないか。

公共用地取得に伴う所有権移転登記はもちろん、土地改良区の脱退に関する事務手続きについてもできうる限り便宜を図っていく。

### 転作

本年度より名称がかわって始まった水田転作政策だが、来年度変わってくる点はあるか。

63年度の水田転作面積はまだ示されていない。来年度についても新たな転作の方針に加わることはないと思う。ただ、4年続きの豊作で過剰米については転作強化を迫られるのではないかと考える。

### 入札参加

小企業者は、入札に参加したくともランク付けのため参加できないでいるのが実情だ。救済対策として、数社による共同企業体で入札に参加させてはどうか。

継続事業における指名だが、必ずといっていい程、初回落札業者が2回目も落札している。談合ではないかと思われる

る憂いがあるが、この事実をどう考えるか。

入札には建設業法に基づく建設業の許可を受けた業者を指名するのが原則である。小企業数社による共同団体は、万が一の場合を考えると難しい。

継続事業で同じ業者が2度落札するケースが多いことに對し、談合の疑念を抱いているようだが、発注者としては判断し難い。

### 固定資産税

東京を中心とした地価の異常高騰により、63年度の評価替えては、大幅に引き上げられるのではないかと心配している。それに関して、①土地、家屋の課税標準額の増加の理由と償却資産課税標準額も含めた積算方法 ②一部増改築、付属建物等の評価洩れの有無 ③納付通知書に固定資産は個々の内訳を出せないか ④農地より宅地に転用する場合、特に分譲地については基準が厳しすぎて一般庶民には入手困難だと聞く、これは総合計画から離脱するもの